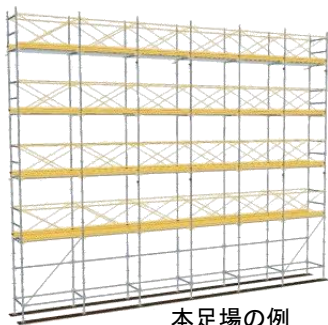


# 足場からの墜落・転落災害防止対策の充実のため 労働安全衛生規則の一部が改正されました

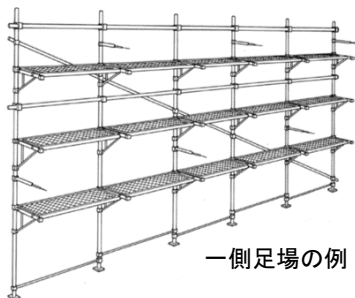
## ① 一側足場の使用範囲が明確になりました

令和6年4月1日施行

主に狭あいな現場で使用される**一側足場**については、その構造上、労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に定める手すり設置等の墜落防止措置が適用されないところ、令和元年から3年間に全国で発生した足場からの墜落・転落による死亡災害56件のうち8件が**一側足場**からのものでした。



本足場の例



一側足場の例

イラストは（一社）仮説工業会提供

このことを踏まえ、本改正により**本足場**を使用するために十分な幅がある場所（幅が1 m以上の箇所）においては、**本足場**の使用が義務となります。

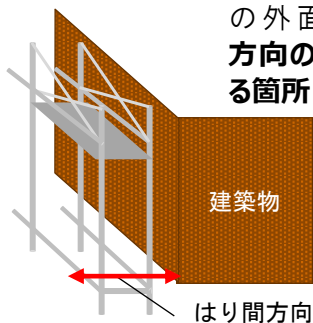
ただし、つり足場を使用するとき又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により、**本足場**を使用することが困難なときはこの限りではありません。



### 幅が1 m以上の箇所とは

#### 基本的考え方

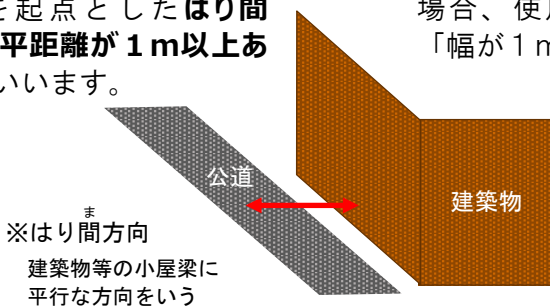
足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点とした**はり間方向の水平距離が1 m以上ある箇所**をいいます。



はり間方向

#### 例外

足場設置のため確保した幅が1 m以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合等は「幅が1 m以上の箇所」に含まれません。



※はり間方向  
建築物等の小屋梁に  
平行な方向をいう

#### 事業者が行うべきこと

足場の使用にあたっては、**可能な限り「幅が1 m以上の箇所」を確保**してください。

### 本足場を使用することが困難なときは

足場を設ける床面において、はり間方向の水平距離が1 m以上の場合においても、本足場を使用することが困難な場合の具体例は以下のとおりです。

ア 足場を設ける箇所の全部又は一部に**撤去困難な障害物**があり、建地を2本設置することが困難なとき。

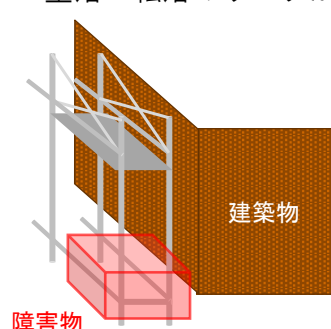
イ 建築物等の外面の形状が複雑で、1 m未満ごとに**隅角部**があるとき。

※隅角部

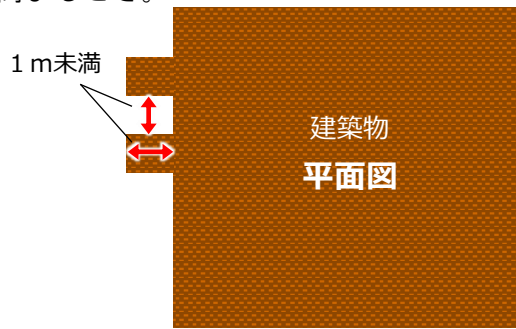
ウ 屋根等に足場を設けるときの等、足場を設ける床面に**著しい傾斜、凹凸等**があり、建地を2本設置することが困難なとき。

壁面が折れ曲がっている部分

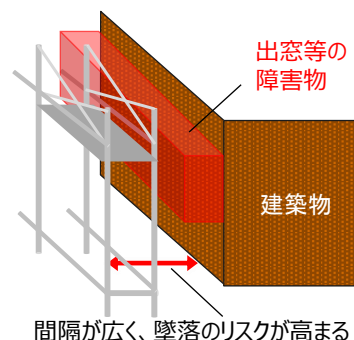
エ 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔が広くなり、墜落・転落のリスクが高まる時。



アの例



イの例



エの例

## その他

- 足場を設ける箇所の一部に、撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動揺や倒壊等を防止するのに十分な強度を有する構造とすること。
- 建築物と足場の作業床との間隔は30cm以内とすることが望ましいこと。

## ② あらかじめ足場の点検者を指名することが義務付けられました

令和5年10月1日施行

足場（つり足場含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則第567条及び第655条に基づく足場の点検が実施されていない事例が散見されています。

このことを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、**点検者をあらかじめ指名すること**が義務付けられました。

●点検者の指名の方法は、書面で伝達するほか、朝礼等に際し口頭で伝達する方法、メール、電話で伝達する方法、あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達する方法等が含まれます。

なお、点検者の指名は、**点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法**で行ってください。

●安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号に規定する点検者（＝組立て等後の点検者）については、次の者が望ましいこと。

- ・足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ・労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等安衛法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ・全国仮設安全事業協同組合「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ・建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者

●足場の点検に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。（下記様式参照）

足場 チェックリスト



## ③ 足場の点検後に記録すべき事項に「点検者氏名」を追加しました

令和5年10月1日施行

事業者又は注文者が悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときに記録及び保存すべき事項（現行では当該点検の結果及び点検結果に基づいて補修等を行った場合にあっては、当該措置の内容）に当該**点検者の氏名を追加**しました。

●記録すべき点検者の氏名は、安衛則第567条第2項及び第655条第1項第2号の規定により指名した者とする。

●足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいこと。（右様式参照）



手すい復旧  
ヨシ!

田中

足場等の種類別点検チェックリスト（ ）足場用

工事名 ○○○○新築工事 工期 ○年○月○日～○年○月○日  
事業場名 ○○建設㈱  
点検者職氏名 **班長 田中一郎**  
点検日 ○年○月○日  
点検実施理由 悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後、その他  
足場等の用途、種類、概要 ( )

点検事項	点検の内容	良否	是正内容	確認
床材の損傷、取り付け及び掛渡しの状態				
建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無				
幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無				
脚部の沈下及び滑動の状態				
筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				